

入札説明書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人産業技術総合研究所の2026年2月6日付け入札公告に基づく一般競争入札については、国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程等関係規定及び入札心得に定めるもののほか、下記で定めるとおりとする。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び人数 研究支援者派遣（つくば西26派135） 2名
- (2) 特質等 仕様書による
- (3) 派遣期間 2026年4月1日～2027年3月31日
- (4) 派遣場所 国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 西事業所

※ 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらの方式で確保したのか、競争参加を決めた時点で下記8.に連絡をすること。
また、派遣料金については通勤交通費等の諸経費を含めた額とすること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「役務の提供等」の資格を有している者であること。
なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。
- (3) 本公告の日から開札の時までの期間に国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) スキル審査において適格と判断された者であること。
- (5) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）に基づき、労働者派遣事業の許可を得ている労働者派遣事業者であること。

3. 契約条項を示す場所

契約条項及び入札心得は以下URLによる。

URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/index.html

4. 競争参加に関する事項

(1) 競争参加のための書類

本入札に参加する者は、入札説明書を承諾の上で別紙「競争参加のための書類一覧」に示す以下の書類を提出すること。

なお、書類の作成や提出等の競争参加にかかる費用は競争参加者が負担すること。提出された書類は返却しない。提出された書類は競争参加者の意に反して第三者に開示されることはない。

- ① スキル審査書類
- ② 競争参加に必要な書類

(2) 競争参加のための書類の提出期限及び提出場所

2026年2月24日（火）17：00 厳守

下記8. に提出すること。なお、メールによる提出を可とする。

(3) 派遣労働者の要件

国立研究開発法人産業技術総合研究所を離職後1年以内の者でないこと（60歳以上の定年退職者を除く）。その他の要件は仕様書による。

(4) スキル審査及び審査結果の通知

スキル審査は、上記(2)の提出期限後に上記(1)「①スキル審査書類」により行う。審査結果は審査後、速やかに通知する。

5. 入札に関する事項

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

2026年3月10日（火）17：00 厳守（郵便による場合は必着のこと。）

下記8. に提出すること。

(2) 入札書の記載方法

本入札は、1時間あたりの時間単価で行う。入札書には1時間あたりの時間単価を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とす るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出方法

競争参加者は、入札書を直接に提出する場合は入札書を封筒に入れ密封し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2026年3月11日開札（研究支援者派遣（つくば西26派135））の入札書在中」と表記し、下記8. に提出すること。

入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を封筒に入れて密封（中封筒）し、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を表記の上、中封筒を封筒に入れて密封（外封筒）し、当該外封筒の封皮に「2026年3月11日開札（研究支援者派遣（つくば西26派135））の入札書在中」と朱書きした上で下記8. に郵送すること。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札、及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

6. 開札に関する事項

(1) 開札の日時及び場所

2026年3月11日（水） 11：00

茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 中央事業所1群 1-1棟3階 入札室（3342室）

(2) 落札者の決定方法

国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第14条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 全部免除

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 落札者の公表

落札者は、本件の契約に当たって、契約の名称及び数量、契約締結日、契約金額、落札者の商号又は名称、住所及び法人番号等が公表されることについて同意するものとする。また、国立研究開発法人産業技術総合研究所との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

なお、情報の公開に当たり必要となる情報の提供を依頼する場合がある。詳細は以下URLのとおり。

URL : http://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/OB_kohyo.html

8. 本件に関する問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達一室 根本（ねもと）

住 所：〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群 1-1棟3階

電 話：029-849-1524（代表）

メール：m-ooga-ta-chotatsu-m@ais.t.goo.jp

仕様書

1. 件名	研究支援者派遣（つくば西26派135）
2. 組織単位	
(1) 組織の名称	先端半導体研究センター
(2) 組織の長の職名	研究センター長
3. 業務内容	
(1) 従事業務に関わる研究（業務）の概要	産総研スーパークリーンルームおよびその関連設備を利用して行われる半導体研究開発の支援業務を行う。
(2) 従事業務の内容	①スーパークリーンルームなどに設置されている装置を用いた半導体プロセス開発業務に対する支援業務を行う。 ②所内外の組織が研究開発を行う際に、SCRの技術対応者として流品フロー構築などのプロセスインテグレーション作業を中心とした共同研究開発業務。 ③CR内のLot処理、半導体製造装置等の保守作業業務。 ④付随的業務は、1割以内とする。
4. 派遣期間	2026年4月1日～2027年3月31日
5. 派遣人数	2名
6. 就業場所	
(1) 勤務地	国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター 西事業所 先端半導体研究センター (〒305-8569 茨城県つくば市小野川16-1)
(2) テレワーク実施場所	-
7. 就業条件	
(1) 就業日	週5日（月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日） ただし、必要に応じ、就業日と休日を振り替える場合がある。
(2) 休日	所定休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～翌1月3日）、その他産総研（理事長）が別に定める日 その他の休日：就業日以外の日（所定休日を除く）
(3) 就業時間	8時45分を始業時刻、17時30分を終業時刻とし、休憩時間を除き1日あたり7時45分勤務とする。
(4) 休憩時間	1時間（12時00分～13時00分）
(5) 時間外労働	契約で定める範囲で命じる場合がある。
(6) 休日労働	契約で定める範囲で命じる場合がある。
(7) 出張	必要に応じ、命じる場合がある。（派遣先職員同伴）
8. 政令で定める業務（号）	日雇派遣に該当しないことが明らかであるため省略
9. 業務に伴う責任の程度 (権限の範囲)	役職を有さない（部下なし）
10. 安全衛生に関する事項	
(1) 危険有害業務の有無	あり
(2) 危険有害業務の内容、危険・健康障害を防止する措置の内容等	有機溶剤を使用した実験、ドラフトチャンバーの使用、保護具の着用、特殊健康診断の受診、安全衛生教育の実施

11. 派遣労働者に求めるスキル（資格・技能・経験等）	1.半導体メーカーの量産現場において半導体デバイスのプロセス、半導体製造装置のメンテナンス、物品受入または発送のいずれかの経験があること。 2.半導体メーカーの量産現場において洗浄、成膜、エッティング、アニール、膜厚測定、金属汚染測定、パーティクル測定、薬液交換の作業の経験があること。 3.派遣元に都道府県知事認定の職業訓練・研修の制度があり、派遣職員の受講が都度可能であること。 4.Excel、Word、パワーポイントを使用できること。
-----------------------------	--

国立研究開発法人産業技術総合研究所

契約事務取扱要領（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第7条 契約担当職等は、第2条各号に掲げる契約につき会計規程第30条第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第8条 契約担当職等は、一般競争に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者をその事実があった日以後2年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり監督員、検査員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

競争参加のための書類一覧（労働者派遣）

○ 注意事項

- (1) 派遣元で派遣労働者の待遇を「派遣先均等・均衡方式」、「労使協定方式」のどちらの方式で確保したのか、競争参加を決めた時点で下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 入札説明書をご承諾の上で、本競争にご参加ください。
- (3) 書類の作成や提出等の競争参加にかかる費用は、参加者の負担となります。
- (4) 各書類の書式は、以下 URL からダウンロードいただけます。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/format/index.html
- (5) 紙の書類は持参又は郵送、電子ファイルはメールによりご提出ください。
【電子ファイル】と記載の書類は、必ず電子ファイルをご提出ください。
【押印必須】と記載の書類は、必ず押印した書類（電子ファイル可）をご提出ください。
- (6) 書類への押印については、別紙「契約手続きに必要な書類の押印見直しについて」（以下URL）をご覧ください。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/ouin.html

○ 提出期限 2026年2月24日（火）17：00 厳守（郵送の場合必着）

○ 提出書類

1. スキル審査書類

- (1) スキル提案書（別紙参照）
【電子ファイル】
仕様書「派遣労働者に求める資格・技能等」に示す要求仕様を項目毎に比較する形式で派遣予定者のスキルを記載してください。
- (2) スキルシート（1部）
派遣予定者の経歴や保有する資格・技能等を記載したスキルシートをご提出ください。

2. 競争参加に必要な書類（各1部）

- (1) 参考見積書
 - ① 時間単価（通常時間単価、法定外時間単価）を記載してください。
 - ② 見積額は、通勤交通費等の諸経費を含めた額としてください。
- (2) 競争参加資格の資格決定通知書又は資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (3) 労働者派遣事業許可証の写し
- (4) 反社会的勢力排除に関する誓約書 **【押印必須】**
詳細及び様式は以下URLをご参照ください。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/seiyakushoirai.html
※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。
- (5) 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」 **【押印必須】**
詳細及び様式は以下URLをご参照ください。
URL : https://www.aist.go.jp/aist_j/procure/oshirase/koutekikenkyuhi.html
※ 過去に産総研に提出したことがある場合は不要です。
- (6) 入札等に関するアンケート

※ 落札者には、契約締結時に「産総研OBの再就職者在籍状況」をご提出いただきます。

※ 競争参加を見送る場合は「入札等に関するアンケート」のみ提出をお願いします。また、「入札説明書」は適切に破棄してください。

○ 書類提出先・問い合わせ先

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達一室 根本（ねもと）

住 所：〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群 1－1棟3階

電 話：029-849-1524（代表）

メール：m-oogata-chotatsu-ml@aist.go.jp

【記入例】

スキル提案書

件名：研究支援者派遣（つくば西26派135）

事業者：〇〇株式会社

提出日：2026年2月24日

No.	要求仕様（派遣労働者に求める資格・技能等）[1]	提案仕様（派遣予定者の資格・技能等）[2]	備考
(1)	理系大学を卒業している。または、同等程度の知識を有すること。	200x年に〇〇大学〇〇学科を卒業しています。	
(2)	〇〇に関して、研究機関での実務経験が5年以上あること。	19xx年～20xx年の10年間、研究機関にて〇〇に従事していました。	
(3)	〇〇装置を自立的に操作できること。	20xx年～20xx年の5年間、〇〇装置（〇〇製〇〇）の操作を行う業務に従事しており、自立的に操作可能です。	
(4)	適切な電話応対、来客応対ができること。	派遣会社で実施するマナー研修を受講しております。また、これまでの業務経験により、適切な電話応対、来客対応が可能です。	
(5)			
(6)			
(7)			
(8)			
(9)			
(10)			
(11)			

※行は適宜追加ください。

※別様式を使用する場合は、仕様書の「派遣労働者に求める資格・技能等」に記載の各項目と比較する形式で派遣予定者の資格・技能等を記載してください。

※本スキル提案書に派遣予定者の経歴や資格・技能等を記載したスキルシート（様式自由）を添付してください。

[1] 産総研の要求仕様（仕様書記載の派遣労働者に求める資格・技能等）を項目番号ごとに記載すること。

[2] 貴社の提案仕様（派遣予定者の資格・技能等）を、要求仕様の各項目と対比する形で記載すること。（仕様を満たしていることが明瞭となるように記載）

スキル提案書

件名：研究支援者派遣（つくば西26派135）

事業者：

提出日：

No.	要求仕様（派遣労働者に求める資格・技能等）	提案仕様（派遣予定者の資格・技能等）	備考
(1)			
(2)			
(3)			
(4)			
(5)			
(6)			
(7)			
(8)			
(9)			
(10)			
(11)			

※行は適宜追加ください。

※別様式を使用する場合は、仕様書の「派遣労働者に求める資格・技能等」に記載の各項目と比較する形式で派遣予定者の資格・技能等を記載してください。

※本スキル提案書に派遣予定者の経歴や資格・技能等を記載したスキルシート（様式自由）を添付してください。

事業者の皆様へ

国立研究開発法人産業技術総合研究所

「入札等に関するアンケート」へのご協力のお願い

本アンケートは、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）が行った入札、公募又は公開見積競争（以下「入札等」という。）について、産総研の契約における更なる透明性・競争性の確保に向けた取り組みへの参考資料とさせていただくため、関係資料をお取り寄せいただいた方々に対してご協力ををお願いするものです。

特に、入札等に参加されなかった事業者の皆様におかれましては、本アンケートにて入札等に参加されなかった理由をお聞かせいただきたく、ご提出のほどよろしくお願ひいたします。

なお、アンケートの結果については、上述の理由以外での使用は一切いたしません。

本アンケートの回答内容よって、以後の入札等及び契約について不利益な取り扱いをすることは一切ありませんので、忌憚のないご意見・ご回答をお願いいたします。

【概要】

対 象：産総研の入札等に関心を持たれた事業者の皆様

提出方法：下記【提出先】へ持参又はメールにてご提出ください

【提出先】

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達部 調達一室 根本

住 所：〒305-8561 茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群

電 話：029-849-1524（代表）

メール：m-oogata-chotatsu-ml@aist.go.jp

入札等に関するアンケート

国立研究開発法人産業技術総合研究所

【対象案件】

入札等の件名： 研究支援者派遣（つくば西26派135）

整理番号： AA26001906

問1 貴社名（事業者名）をご記入ください。

問2 今回の入札等をどのような方法でお知りになりましたか。

- 官報 産総研ホームページ 産総研の公告掲示 産総研から連絡があった
 民間等の入札情報サイト その他

問3 あなたは、次のどちらに該当しますか。

- 入札等に参加した -----> 問6. へお進みください。
 入札等の説明書を受領したが、入札等には参加しなかった -----> 問4. へお進みください。

問4 今回の入札等に参加しなかった要因のうち、最も当てはまるものを選択してください。

- 求められる業務実績や技術資格等の要件が厳しすぎた
 求められる仕様を満たせる製品・サービスを提供できないと判断した
 仕様書の内容がわかりにくかった
 入札等までの期間が短く、社内調整や必要書類の準備が間に合わないと判断した
 競合他社と比較して、受注の見込みが低いと判断した
 採算が合わず利益確保が難しいと判断した
 必要な人員、資材の確保が難しいと判断した
 自社内の他の業務との調整が難しいと判断した
 納入期限、履行期限までの対応が難しいと判断した
 その他

問5 「問4」で選択された内容について、よろしければ具体的な内容をお聞かせください。

問6 産総研が行う入札等について、より透明性・競争性を高めるために改善すべき点がございましたら、自由に記入をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

【記入例】※実線（赤線）囲み部分は記入必須です。

入札書

記入必須です。

見積もった金額（税込額）の100/110に相当する金額を記入してください。

※単価（整数）で記入

一 金

0 円也

ただし、研究支援者派遣（つくば西26派135） 2名 として

上記価格をもって、貴所入札説明書及び契約書案承諾のうえ入札いたします。

2026年3月10日

記入必須です。

入札書提出期限までの日付を記入してください。

契約担当職

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達一室長 松波 秀樹 殿

記入必須です。

入札者が、代表者本人・代理人どなたであっても、必ず記入してください。

※法人番号とは、国税庁長官から指定された13桁の番号です。番号がない者は空欄としてください。

法 人 番 号

9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

住 所

東京都東京区東京○丁目○番地○号

会 社 名

株式会社○○○○

代表者（代表取締役
又は代表社員）名

代表取締役 ○○ ○○

印

（代理人の場合）

代 理 人 名

茨城県つくば市つくば○丁目○番地○

代表者本人が入札する場合、代表者印の押印が必須です。

株式会社○○○○ つくば支店

支店長 ○○ ○○

印

（復代理人の場合）

復 代 理 人 名

茨城県つくば市つくば○丁目○番地○

株式会社○○○○ つくば支店 営業課

係長 ○○ ○○

代理人（復代理人も同様）が入札する場合、代理人住所・所属・氏名の記入、受任者印の押印が必須です。

印

入札書

一 金

四百一

ただし、研究支援者派遣（つくば西26派135） 2名 として

上記価格をもって、貴所入札説明書及び契約書案承諾のうえ入札いたします。

年 月 日

契約担当職

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達一室長 松波 秀樹 殿

法 人 番 号

住 所

会 社 名

代表者（代表取締役）

印

(代理人の場合)

代 理 人 名

印

(復代理人の場合)

復代理人名

印

封筒の記載例

郵送時の【外封筒】の記載例

〒305-8561
茨城県つくば市東1-1-1 中央事業所1群

切手

国立研究開発法人産業技術総合研究所
調達部 調達一室 根本 宛

2026年3月11日 開札
「研究支援者派遣（つくば西26派135）」の入札書在中

差出人氏名（法人の場合は名称又は商号）

※開札日、調達件名は朱書き

入札書封入用封筒（郵送時の【中封筒】）の記載例

※持参の場合は本封筒のみ

氏名（法人の場合は名称又は商号）

2026年3月11日 開札
「研究支援者派遣（つくば西26派135）」の入札書在中

産総研役員OBの再就職先との取引情報の公表について

国立研究開発法人産業技術総合研究所

独立行政法人が行う契約については「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合に、当該法人への再就職の状況や、当該法人との間の取引の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めることとされたところです。

については、契約締結における当研究所と契約相手企業との関係に係る情報を、下記のとおりホームページにて公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願ひいたします。

取引関係の透明性の向上に向けた取り組みであることをご理解いただき、ご協力賜りますようお願ひいたします。

記

1. 公表の対象となる契約先（（1）・（2）のいずれにも該当する契約先が対象）

- （1）当研究所において役員を経験した者が再就職している、又は課長相当職※以上の職を経験した者（当研究所OB）が役員等として再就職していること
※ここでいう「課長相当職」とは、研究ユニットの長に相当する職をいう。
- （2）当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
注：契約金額が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

2. 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額に併せ、以下の情報を産総研ホームページで公表します。

- （1）当研究所OBの人数、職名及び当研究所における最終職名
- （2）当研究所との取引高
- （3）総売上高・事業収入に占める当研究所との取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- （4）一者応札又は一者応募である場合はその旨

3. 公表にあたって提供いただく情報

- （1）契約締結日時点での在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名等）
- （2）直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

なお、契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご承知おきください。

以 上

【参考】 <独立行政法人の契約に係る情報の公表 公表様式例> (PDF)

URL : https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/procure/oshirase/pdf/youshiki_rei.pdf

産総研OBの再就職者在職状況

年　月　日

契約担当職

国立研究開発法人産業技術総合研究所

調達一室長 松波 秀樹 殿

(代表者又は委任を受けた者)

法 人 番 号

住 所

会 社 名

代 表 者

役 職 ・ 氏 名

【押印を省略する場合は以下も記載】

担 当 者 名

連 絡 先 (TEL)

(Mail)

年　月　日付けの契約に係る情報の公開について、当該契約時における産総研OBの再就職者について在職状況は下記のとおりです。

記

契約件名：研究支援者派遣（つくば西26派135）

1. 産総研OBの在職状況

在職者あり

在職者なし

2. 在職者ありの場合、再就職者の氏名及び現在の役職

① 氏 名 :

現在の役職 :

退職時の所属又は生年月日 :

② 氏 名 :

現在の役職 :

退職時の所属又は生年月日 :

※情報の公表について、再就職者の氏名の公表は行いません。

労働者派遣契約書

1. 件 名 研究支援者派遣（つくば西26派135） 2名
2. 業務内容 別紙のとおり
3. 契約単価 別紙のとおり
4. 履行期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
5. 履行場所 国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくば西事業所

上記の労働者派遣契約について、発注者と派遣業者は、次の契約条項により契約を締結する。この契約の締結を証するため本書2通作成し、双方記名押印の上各一通保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
発注者 国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 石村 和彦

茨城県〇〇〇1-2-3

派遣業者 株式会社〇〇〇〇〇

代表取締役 ○○ ○○

【〇〇〇番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】

労 働 者 派 遣 契 約 条 項

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び派遣業者（以下「乙」という。）は、頭書記載の労働者派遣契約に関し、本契約条項、別紙及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）その他関係法令に従い、これを履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、労働者派遣法に従い、別紙に定める就業期間中、その雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って業務に従事させ、甲は、これに対し乙に就業状況に応じた代金を支払うことを約するものである。

(契約保証金)

第3条 乙が甲に納める契約保証金については、これを納めさせないものとする。

(契約単価の内容)

第4条 契約単価は別紙のとおりとし、乙が本契約を履行するために必要な時間単価とする。なお、法定外時間単価は、労働基準法に定める1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合に適用する。

(二重派遣の禁止)

第5条 甲及び乙は、二重派遣に該当するような行為を一切してはならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本契約によって知り得た甲の業務上の知識、秘密等を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、派遣労働者が、業務上及びその他の場合において知り得た甲の秘密を厳守する義務を負担しなければならない。
- 3 本契約が終了した後においても、乙は前項の義務を負担しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第7条 乙は、派遣労働者を甲に派遣するに際しては、派遣労働者に対し、次の各号に掲げる事項の周知徹底を図るとともに、これを遵守させるものとする。

- 一 派遣労働者は、甲における業務上、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）、仮名加工情報（同法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。）、匿名加工情報（同法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。）、個人関連情報（同法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。）及び行政機関等匿名加工情報（同法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。以下、併せて「個人情報等」という。）を取り扱う際には、

法令及び甲の個人情報保護規程を遵守するとともに、指揮命令者の指示に従い、適正にこれを取り扱うものとする。

二 派遣労働者は、業務上知り得た個人情報等を、乙及び第三者に漏洩し、又は不当な目的に利用してはならない。

三 前号の規定については、本契約が終了し、又は本契約を解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(派遣労働者の選定及び交替等)

第8条 乙は、本契約締結後速やかに、甲の仕様を満たす派遣労働者を選定し、派遣労働者の氏名、性別を書面に記載し、甲に通知しなければならない。

2 甲は、本契約の履行にあたり、派遣労働者に不都合が生じた場合には、その理由を示して他の派遣労働者との交替を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあった場合には速やかに対応しなければならない。

(指揮命令者)

第9条 派遣労働者に対し、指揮命令を行う者は、別紙のとおりとする。ただし、必要がある場合には、甲は、乙に対し事前に通知し、変更することができる。

(責任者及びその責務)

第10条 労働者派遣法に定める甲及び乙の責任者は別紙のとおりとする。

2 甲の責任者は、労働者派遣法第41条に掲げる事項を行うものとする。

3 乙の責任者は、労働者派遣法第36条に掲げる事項を行うものとする。

(苦情処理)

第11条 派遣労働者から苦情の申し出を受ける甲及び乙の担当者は、別紙のとおりとする。

2 甲の担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに甲の責任者へ連絡することとし、甲の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。

3 乙の担当者が苦情の申出を受けたときは、ただちに乙の責任者へ連絡することとし、乙の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。

4 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(安全及び衛生)

第12条 甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

(適正な就業の確保)

- 第13条 乙は、派遣労働者に対し適切な労務管理を行い、派遣就業に支障を生じないよう、適切な措置を講じなければならない。
- 2 甲は、本契約に定める就業条件に反して、派遣労働者を就業させてはならない。
- 3 前2項のほか、甲及び乙は、労働者派遣法の定めるところにより、適正な就業の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(福利厚生等)

- 第14条 甲は、派遣労働者がその業務を円滑に行えるよう、別紙に定める甲の施設の利用等を認めるものとする。

(検査)

- 第15条 甲は、派遣労働者が指揮命令に従い、適正に就業されていることを検査しなければならない。
- 2 甲は、前項の検査の結果をもとに、通知書（労働者派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳に相当するもの）を作成し、派遣労働者の就業状況を乙に通知しなければならない。

(代金額の支払い及び時期)

- 第16条 乙は、前条の通知書に基づき一箇月の就業状況に応じ代金額（当該月間に就業した時間数に契約単価を乗じて算出されるもの。以下同じ。）を計算し、当該通知書を添付のうえ、甲に対して甲が合理的に満足する内容及び形式の支払い請求書を発行することにより、代金額と消費税及び地方消費税の合計額の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、甲が上記の支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日（翌月末日が銀行等の営業日でないときは、当該末日の翌営業日とする。）までに、代金額と消費税及び地方消費税の合計額を乙の指定する口座宛に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲は、乙の支払請求書を受理した後、その内容が不当であることを発見したときは、是正のためこれを返付することができる。

(契約の解除)

- 第17条 乙が天災地変、その他乙の責に帰し得ない事由により本契約の解除を申し出たときは、甲は本契約の全部又は一部を無償で解除することができる。
- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約の条項又は労働者派遣法その他関係法令に違反したとき。
- 二 不履行の程度にかかわらず、乙が本契約の全部又は一部について履行を終了する見込みがないと甲が認めたとき。
- 三 乙が本契約の履行に当たり、不正又は不当の行為があったとき。

- 四 乙が正当な事由なくして解約を申し出たとき、又は甲が乙の解約理由を不適当としたとき。
- 五 乙が「国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき指名停止等の措置を受けたとき。
- 六 乙が監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき。
- 七 乙が破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続の開始申立てを行い、又は開始申立てを受けたとき。

(派遣労働者の雇用の安定を確保するための措置)

- 第18条 甲は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、文書をもって30日以上前に乙に解除の通知を行うこととする。
- 2 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない事由により本契約の解除を行ったときは、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとする。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約を解除したときは、本契約の解除に伴い乙に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の相当額を損害の賠償として請求できる。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲と乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
 - 4 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

(損害賠償)

- 第19条 甲は、第17条第2項各号に掲げる事由によって業務遂行上支障を生じた場合においては、損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償を請求できる期間は、第15条の定める検査を終了した日、若しくは契約解除の日から1年とする。
- 2 派遣労働者が、甲の業務の執行について、派遣労働者の責に帰すべき事由により業務の内外を問わず直接甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し損害額を求償し若しくはその損害額の賠償を求めることができる。ただし、甲の指揮命令等、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第20条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合であって、労働者派遣事業を行うことができる者に譲渡し又は承継させるときは、この限りでない。

2 前項に反して、乙が本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は承継させた結果、甲に費用負担又は損害が生じた場合、乙は、甲に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負う。

(協議)

第21条 この契約について定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じ双方協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第22条 この契約について紛争が生じ、円満に解決できない場合は、法令の定めるところにより処理するものとする。

(合意管轄)

第23条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。

特記事項

① 契約の公表

乙は、本契約の名称、契約単価並びに乙の商号又は名称、法人番号及び所在地等が公表されることに同意するものとする。また、甲との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

② 談合等の不正行為による契約の解除

甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の一から三までのいずれかに該当することとなったとき
 - 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項、第90条又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

③ 談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出

乙は、前項第(1)号の一から三までに該当することとなったとき、速やかに、次の一から三までの文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付を命じない旨の通知文書

④ 談合等の不正行為による損害の賠償

- (1) 乙が、本契約に関し、②項の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、本契約に基づく累計の代金額と消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (2) 前号の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- (3) 第(1)号に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- (4) 第(1)号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- (5) 乙が、第(1)号の違約金及び前号の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合（1年を365日とする日割り計算）で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑤ 暴力団関与の属性要件に基づく契約解除

甲は、乙が次の各一から四までのいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 再委託契約等に関する契約解除

- (1) 乙は、本契約に関する再委託先等（再委託先（再委託が数次にわたるときは、すべての再委託先を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、再委託先又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前項に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- (2) 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再

委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前号の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

⑦ 暴力団関与の属性要件及び再委託契約等に関する契約解除による損害の賠償

- (1) 甲は、⑤項又は前項第(2)号の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- (2) 乙は、甲が⑤項又は前項第(2)号の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 乙が、本契約に関し、前号の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、本契約に基づく累計の代金額と消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 前号の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- (5) 第(2)号に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- (6) 第(3)号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- (7) 乙が、第(3)号の違約金及び前号の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合（1年を365日とする日割り計算）で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑧ 不当介入に関する通報・報告

乙は、本契約に関して、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

以上

業務内容等

1. 派遣労働者の人数

● 人

2. 業務内容

仕様書の通り

3. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

職員の指示に従い業務を行う。権限等なし。

4. 契約単価

時 間 単 価	円一	法定外時間単価	円一
深夜勤務割増	25 %	法定休日割増	35 %
月60時間超割増	50 %		

*法定外時間は実働8時間を超えて就業した場合、労働基準法に規定された賃金の割増率を適用する。

*上記金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

5. 派遣先事業所名、組織の名称及び組織長名

派遣先事業所名：国立研究開発法人産業技術総合研究所

(臨海を除く地域センターは研究所の後セナタ一名まで記載)

組織の名称：●●●研究部門

組織長の職名：●●●研究部門長 就業場所

〒305-0000

茨城県つくば市○○○○○○○○

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 つくば中央第●事業所

●●●研究部門 △△△△研究グループ

電話：029-861-●●●●

6. 指揮命令者

国立研究開発法人産業技術総合研究所

●●●研究部門 △△△長（役職名） ○○○○（氏名）

住所：茨城県つくば市梅園1-1-1

電話：029-861-●●●● 責任者

1) 甲の責任者

国立研究開発法人産業技術総合研究所

●●●研究部門 ◇◇◇長（役職名） ○○○○（氏名）

住所：茨城県つくば市梅園1-1-1

電話：029-861-●●●●

2) 乙の責任者

●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

住所：

電話：

7. 派遣労働者からの苦情の申出を受ける者

1) 甲の担当者

国立研究開発法人産業技術総合研究所

●●●研究部門 △△△長（役職名） ○○○○（氏名）

住所：茨城県つくば市梅園1-1-1

電話：029-861-●●●●

2) 乙の担当者

●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

住所：

電話：

8. 就業期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日

9. 就業日等

仕様書の就業日を記載する。

例：就業曜日「月曜、火曜、水曜、木曜、金曜」

休日 「土曜、日曜、祝祭日、産総研指定休業日」

その他、国立研究開発法人産業技術総合研究所就業規則による。

10. 就業時間及び休憩時間

就業時間は、●時●●分から●●時●●分、休憩時間は、12時00分から13時00分とし、休憩時間を除く1日あたりの勤務時間は●時間●●分とする。ただし、始業又は終業時刻は、指揮命令者の指示により変更する場合がある。

11. 時間外労働及び休日労働

上記11. の就業日以外に●カ月に●日の範囲で就業を命じる場合がある。また、上記12. の就業時間以外に、1日●時間、1カ月●時間、1年●時間の範囲で就業を命じる場合がある。 派遣労働者が利用できる施設等
診療所、食堂、購買施設、駐車場等の利用、作業服、保護具等の貸与。

成果の取扱

派遣労働者が派遣就業中に得た特許等の成果については、国立研究開発法人産業技術総合研究所に帰属するものとする。

派遣労働者が派遣就業中に得た成果を学会等で公表しようとする場合には、事前に国立研究開発法人産業技術総合研究所の同意を得なければならない。

12. 労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定するか否かの別

協定方式対象派遣労働者に限定しない or 協定方式対象派遣労働者に限定する

13. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定する or 限定しない

14. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、労働者派遣契約の期間中または労働者派遣契約期間終了直後に、受け入れていた派遣労働者を直接雇用しようとする場合には、乙に通知のうえ、職業紹介または紹介予定派遣契約を締結し、別途協議のうえ定めた手数料を支払うものとする。

15. 出張

甲は、業務遂行上の理由で、派遣労働者を出張させる場合は、原則、事前に出張届（別添様式）を乙に通知するものとし、緊急やむを得ない場合においては、事後速やかに通知する。ただし、出張届様式につき乙の指定様式がある場合は、当該様式を使用することを妨げない。

なお、出張に関する諸手続きにおいては、労働者派遣契約及び出張届に別段の定めがある場合を除くほか、甲の規程等に準じて処理する。

16. その他

不明な点については、会計担当者等に確認のこと。

出張届

(派遣業者名) 御中

労働者派遣契約に基づき下記の者の出張を申請いたします。

なお、出張に関する諸手続きにおいては、労働者派遣契約及びこの出張届に別段の定めがある場合を除くほか、当所の規程等に準じて処理することといたします。

1. 出張先名 :

2. 出張先住所 :

3. 出張期間 : 年 月 日

※出張日が複数ある場合は、すべて明記する。

4. 出張目的 :

5. 出張旅費精算の方法 :

(派遣業者名) から派遣労働者へ支払う。別途、当該月分の派遣請求とあわせ
産総研へ請求する。(○月分として産総研へ請求、旅費精算内訳書を添付。)

令和 年 月 日

派遣先名 : 国立研究開発法人産業技術総合研究所

派遣先責任者 : ●●研究部門◇◇◇長

○○ ○○ 印

派遣労働者名 : ○○ ○○ 印